

収入保険制度と既存の類似制度と の比較のポイント

平成30年6月
農林水産省

1. 比較のポイント

収入保険制度と既存の類似制度を比較する際には、

- ① 栽培作目は、どの既存制度の「対象品目」か
- ② 「補填の対象」となる収入減少の要因は何か
- ③ 「補填の計算方法」は個人単位か地域単位か
- ④ 「補填の範囲」はどこまでか
- ⑤ 「補填の時期」はいつ頃か
- ⑥ 「掛金」はどの程度か

などの特徴をよく見て、自らの経営内容に最適なセーフティネットを自ら判断し、選択する必要があります。

2. ナラシ対策や農業共済、野菜価格安定制度と比べた収入保険制度の一般的な特徴

① 「対象品目」

収入保険制度は、原則として農業者が生産する全ての農産物が対象（マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外）です。

ナラシ対策は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5品目が対象です。

農業共済は、農産物などのうち、収量確認が容易なものが対象で、キャベツ、きゅうりなどの野菜、花きなどは対象外です（別添参照）。また、農業共済組合ごとに、事業の対象とする品目を決定します。

野菜価格安定制度は、産地で指定されている、キャベツ、きゅうり、さといもなどの野菜が対象です（別添参照）。

② 「補填の対象」（収入減少の要因）

収入保険制度は、自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少がカバーされます。

ナラシ対策は、自然災害による収量減少や価格低下による地域平均の収入減少が対象です。

農業共済は、自然災害による収量減少及び収量減少を伴う生産金額の減少が対象です。

野菜価格安定制度は、地域平均の価格低下による販売金額の減少が対象です。

また、これらの制度では、収入保険制度と異なり、収穫後に農産物の出荷・販売ができなかった場合は補填されません。

③ 「補填の計算方法」（個人単位か地域単位か）

収入保険制度は、農業者個々の収入データを使い、農業者ごとの収入減少を補填します。

ナラシ対策や野菜価格安定制度は、地域の統計データを使い、地域平均の収入減少や価格低下による販売金額の減少を補填します。農業共済は、農業者個々のデータを使い、収量減少及び収量減少を伴う生産金額の減少を補填します。

例えば、ナラシ対策や野菜価格安定制度では、市場での平均取引価格などを使いますので、農業者個人の販売価格が低下しても、市場での平均取引価格が下がっていなければ補填されません（逆のことも起こりません）。

④ 「補填の範囲」

収入保険制度は、掛捨ての「保険方式」に、掛捨てにならない「積立方式」を組み合わせて補填を受けることができます。

最大の補償（補償限度9割（注）、支払率9割）を選択した場合、当年の収入が、基準収入の9割（補償限度）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。10割の収入減少までが補填の対象です。

例えば、自然災害により収穫皆無となり、収入がゼロになっても81%まで収入を回復させる補填を受けられます。

なお、「保険方式」のみで加入することもできます（この場合、最大の補償は、補償限度8割（注）、支払率9割です）。

（注）5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度です。

ナラシ対策は、当年の収入が、基準収入を下回った場合に、下回った額の9割を補填します。最大2割までの収入減少が補填の対象です。なお、地域の統計データで、1割を超える収量減少が発生している場合、農業共済の全相殺方式（補償限度9割）に加入していることを前提に、共済金相当額を控除して補填されます。

農業共済は、当年の収穫量が基準収穫量の一定割合を下回った場合や、当年の生産金額が基準生産金額の一定割合を下回った場合に補填します。10割の収量減少までが補填の対象です。

野菜価格安定制度は、当年の価格が、基準価格の9割を下回った場合に、下回った価格の9割を補填します。最大で4割までの価格低下が補填の対象です。

⑤ 「補填の時期」

収入保険制度は、収入算定期間を過ぎた税申告後（個人の場合は翌年3月～6月、法人の場合は事業年度終了後～6か月までの間）としていますが、ただし、損害発生から補填金の支払までの間の資金繰りに対応して、実施主体が簡易な審査による融資を行います。

ナラシ対策は、収穫年の翌年5月～6月に補填金が支払われます。

農業共済は、水稻、麦、茶など年内に共済金が支払われる品目、りんご、うんしゅうみかん、大豆、たまねぎなど、共済金の支払が翌年となる品目があります。また、仮払を行う場合があります。

野菜価格安定制度は、野菜の出荷期間終了後2ヶ月以内に補填金が支払われます。

ナラシ対策、野菜価格安定制度には、補填金の支払までの間の資金繰りに対応する融資はありません。

⑥ 「掛金」

「保険方式」に加入する場合は保険料を納付し、「積立方式」にも加入する場合は、保険料と積立金を納付することになります。

保険料の計算に必要な保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）です。なお、保険料率は危険段階別に設定しますので、保険金の受取りが少ない方は、保険料率の段階が下がっていき、逆に受取りが多い方は上がっていきます。

積立金は、補填に使われなければ、翌年に持ち越されます。

ナラシ対策は、掛捨てにならない「積立方式」ですので、積立金を納付します。

農業共済は、掛捨ての「保険方式」ですので、共済掛金を納付します（共済掛金率は、全ての品目の平均で約2%（国庫補助後）となっています）。

野菜価格安定制度は、掛捨てにならない「積立方式」ですので、積立金を納付します。

(別添)

既存の類似制度の対象品目

類似制度		対象品目
収入減少影響緩和対策 (ナラシ対策)		米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
農業共済	農作物共済	水稻、陸稲、麦
	畑作物共済	大豆（えだまめ含む）、小豆、いんげん、ばれいしょ、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
	果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、はっさく等の指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、 パインアップル
野菜価格安定制度		<p>産地で指定されている野菜</p> <p>(指定野菜) キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう</p> <p>(特定野菜) アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが</p> <p>※ 指定野菜と特定野菜では、補填の範囲などが異なります。</p>

3. 営農類型ごとの比較の主なポイント

既存の類似制度と比べた収入保険制度の一般的な特徴については、前述のとおりですが、ここでは、主な営農類型ごとに利用できる既存制度を明確にして、特にポイントとなるところを説明します。

(1) 米単作経営

○ 既存制度では、「ナラシ対策」と「農作物共済」を利用できます。

○ 補填の対象（収入減少の要因）

「収入保険制度」では、米の収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補填の対象です。

既存制度（「ナラシ対策」と「農作物共済」）では、収穫後に米の出荷や販売ができなかった場合は、補填されません。

また、既存制度のうち、「農作物共済」は、自然災害による収量減少以外の場合は、補填されません。

○ 補填の計算方法（個人単位か地域単位か）

「収入保険制度」では、農業者ごとの収入減少を補填します。

既存制度のうち、「ナラシ対策」では、地域の米の主要銘柄の平均取引価格を使って収入減少を計算しますので、農業者個人の取引価格が低下しても、主要銘柄の平均取引価格が低下していなければ補填されません。

また、「農作物共済」では、農業者ごとの収量減少を補填します。

○ 補填の範囲

「収入保険制度」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補填され、10割の収入減少までが補填の対象です。

既存制度のうち、「ナラシ対策」では、基準収入を下回った場合に、下回った額の9割が補填され、最大で2割の収入減少までが補填の対象です。

また、「農作物共済」では、米の多くの方が加入されている、一筆方式で補償限度7割のタイプは、基準収穫量の7割を下回った場合に補填され、10割の収量減少までが補填の対象です。

(2) キャベツ単作経営

- 既存制度では、「野菜価格安定制度」を利用できます。キャベツでは、収量減少による収入減少を補填する既存制度はありません。

(注)「野菜価格安定制度」は、キャベツの指定産地でなければ利用できません。

○ 補填の対象（収入減少の要因）

「収入保険制度」では、キャベツの収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補填の対象です。

既存制度（「野菜価格安定制度」）では、キャベツの収量減少や出荷や販売ができなかった場合は、補填されません。

○ 補填の計算方法（個人単位か地域単位か）

「収入保険制度」では、農業者ごとの収入減少を補填します。

既存制度（「野菜価格安定制度」）では、市場でのキャベツの平均取引価格を使って価格低下を計算しますので、農業者個人の販売価格が低下しても、市場での平均取引価格が低下していなければ補填されません。

○ 補填の範囲

「収入保険制度」では、10割の収入減少までが補填の対象です。

既存制度（「野菜価格安定制度」）では、最大で4割の価格低下までが補填の対象です。

(3) たまねぎ単作経営

- 既存制度では、「野菜価格安定制度」と「畑作物共済」を利用できます。

(注)「野菜価格安定制度」は、たまねぎの指定産地でなければ利用できません。

「畑作物共済」では、たまねぎが対象品目となっていない地域があります。

○ 補填の対象（収入減少の要因）

「収入保険制度」では、たまねぎの収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補填の対象です。

既存制度（「野菜価格安定制度」と「畑作物共済」）では、収穫後に、たまねぎの出荷や販売ができなかった場合は、補填されません。

既存制度のうち、「野菜価格安定制度」は、価格低下以外の場合は補填されません。

また、「畑作物共済」は、自然災害による収量減少以外の場合は、補填されません。

○ 補填の計算方法（個人単位か地域単位か）

「収入保険制度」では、農業者ごとの収入減少を補填します。

既存制度のうち、「野菜価格安定制度」では、市場でのたまねぎの平均取引価格を使って価格低下を計算しますので、農業者個人の販売価格が低下しても、市場での平均取引価格が低下していなければ補填されません。

また、「畑作物共済」は、農業者ごとの収量減少を補填します。

○ 補填の範囲

「収入保険制度」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補填され、10割の収入減少までが補填の対象です。

既存制度のうち、「野菜価格安定制度」では、基準価格の9割を下回った場合に、下回った価格の9割が補填され、最大で4割の価格低下までが補填の対象です。

また、「畑作物共済」では、たまねぎは全相殺方式で補償限度8割なので、基準収穫量の8割を下回った場合に補填され、10割の収量減少までが補填の対象です。

(4) りんご単作経営

- 既存制度は、「果樹共済」を利用できます。りんごでは、価格低下による収入減少を補填する既存制度はありません。

(注)「果樹共済」では、りんごが対象品目となっていない地域があります。

○ 補填の対象（収入減少の要因）

「収入保険制度」では、りんごの収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補填の対象です。

既存制度（「果樹共済」）では、自然災害による収量減少のみが補填の対象で、価格低下の補填はありません。また、収穫後に、りんごの出荷や販売ができなかった場合は、補填されません。

○ 補填の範囲

「収入保険制度」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補填され、10割の収入減少までが補填の対象です。

既存制度（「果樹共済」）では、りんごの多くの方が加入されている、半相殺一般方式で補償限度7割のタイプは、基準収穫量の7割を下回った場合に補填され、10割の収量減少までが補填の対象です。

(5) 茶単作経営

- 既存の類似制度では、「畑作物共済」を利用できます。茶では、価格低下による収入減少を補填する既存制度はありません。

(注)「畑作物共済」では、茶が対象品目となっていない地域があります。

○ 補填の対象（収入減少の要因）

「収入保険制度」では、茶の収量減少や価格低下、収穫後に出荷や販売ができなかった場合などでも、補填の対象です。

既存制度（「畑作物共済」）では、一番茶のみを対象として、自然災害による収量減少のみが補填の対象で、価格低下の補填はありません。また、収穫後に、茶の出荷や販売ができなかった場合は、補填されません。

○ 補填の範囲

「収入保険制度」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補填され、10割の収入減少までが補填の対象です。

既存制度（「畑作物共済」）では、茶の多くの方が加入されている、災害収入共済方式で補償限度8割のタイプは、基準生産金額の8割を下回った場合に補填され、10割の生産金額の減少までが補填の対象です。

(6) 米単作経営から新たに野菜などの品目にも取り組み複合経営を行う場合

○ 「収入保険制度」では、原則として農業者が生産する全ての農産物を対象としていますので、既存制度を利用する場合と異なり、品目ごとに対象品目や補填の対象などを問い合わせたり、確認したりする必要はありません。

○ 既存制度には、品目ごとに一定の制限があります。例えば、野菜であれば、その生産地域が野菜価格安定制度の指定産地になっていない場合があります。また、キャベツやきゅうりなどのように農業共済の対象品目になっていない場合があります。

既存制度でどのような品目が対象となっているかについては、4ページ（既存の類似制度の対象品目）を御確認ください。

○ 具体的に取り組まれる品目の組合せごとに、収入保険制度を利用する場合と既存制度を利用する場合とで、どのような違いが出てくるのかについては、品目ごとに利用できる制度の組合せになりますので、それぞれの品目の単作経営の項目を御確認ください。

（例えば、米とたまねぎに組み込む場合は、「(1) 米単作経営」と「(3) たまねぎ単作経営」のそれぞれの既存制度の組合せとなります。）